

第 1 3 8 号議案

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 1 1 年足立区条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「一般廃棄物処理業（第 5 9 条―第 6 5 条）」を「一般廃棄物処理業の許可手数料（第 5 9 条）」に、「（第 6 6 条―第 7 0 条）」を「（第 6 0 条―第 6 4 条）」に、「（第 7 1 条―第 7 5 条）」を「（第 6 5 条―第 6 9 条）」に、「（第 7 6 条―第 7 9 条）」を「（第 7 0 条―第 7 3 条）」に改める。

第 3 3 条第 3 項を削る。

第 4 0 条を次のように改める。

第 4 0 条 削除

第 4 5 条中「第 4 0 条又は」を削る。

第 4 9 条中「（第 4 0 条の規定に違反したことによる改善命令等に係るものを除く。）」を削る。

第 4 章の章名を次のように改める。

第 4 章 一般廃棄物処理業の許可手数料

第 5 9 条から第 6 4 条までを削り、第 6 5 条に次のただし書を加える。

ただし、足立区以外の特別区の長から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者で、区長が指定する処理施設への搬入のみを業とする許可を受けようとするものについては、この限りでない。

第 6 5 条第 1 号中「許可を受けようとする者」の次に「（第 3 号に規定する者を除く。）」を加え、同条第 2 号中「許可を受けようとする者」の次に「（第 4 号に規定する者を除く。）」を加え、同条中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加え、第 4 章中同条を第 5 9 条とする。

（ 3 ） 一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者 1 万円

（ 4 ） 一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者 1 万円
第 5 章中第 6 6 条を第 6 0 条とし、第 6 7 条から第 7 0 条までを 6 条ずつ繰り上げ、第 6 章中第 7 1 条を第 6 5 条とし、第 7 2 条から第 7 5 条までを 6 条ずつ繰り上げる。

第 7 6 条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、第 7 章中同条を第 7 0 条とする。

第 7 章中第 7 7 条を第 7 1 条とする。

第 7 8 条中「次の各号の一に該当する者」を「第 5 0 条第 1 項による届出をしなかった者」に改め、同条各号を削り、第 7 章中同条を第 7 2 条とする。

第 7 章中第 7 9 条を第 7 3 条とする。

付 則

この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

一般廃棄物処理業の許可を廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくものとするほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。